

平成23年第2回京丹波町議会定例会（第3号）

平成23年6月9日（金）

開議 午前 9時00分

1 議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 諸般の報告
- 第 3 一般質問

2 議会に付議した案件

議事日程のとおり

3 出席議員（16名）

- 1 番 横 山 勲 君
- 2 番 岩 田 恵 一 君
- 3 番 篠 塚 信太郎 君
- 4 番 梅 原 好 範 君
- 5 番 森 田 幸 子 君
- 6 番 村 山 良 夫 君
- 7 番 山 内 武 夫 君
- 8 番 東 まさ子 君
- 9 番 野 口 久 之 君
- 10 番 坂 本 美智代 君
- 11 番 原 田 寿賀美 君
- 12 番 松 村 篤 郎 君
- 13 番 北 尾 潤 君
- 14 番 小 田 耕 治 君
- 15 番 山 田 均 君
- 16 番 西 山 和 樹 君

4 欠席議員（0名）

5 説明のため、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者（19名）

町長	寺尾豊爾君
副町長	畠中源一君
会計管理者	岡本佐登美君
参事	岩崎弘一君
参事	野間広和君
瑞穂支所長	山森英二君
和知支所長	藤田真君
総務課長	伴田邦雄君
監理課長	山田洋之君
企画政策課長	中尾達也君
税務課長	一谷寛君
住民課長	下伊豆かおり君
保健福祉課長	堂本光浩君
子育て支援課長	山田由美子君
医療政策課長	藤田正則君
産業振興課長	久木寿一君
水道課長	木南哲也君
教育長	朝子照夫君
教育次長	谷俊明君

6 出席事務局職員（3名）

議会事務局長	長澤誠
書記	上林潤子
書記	上西貴幸

開議 午前 9時00分

○議長（西山和樹君） 皆さん、おはようございます。本日は、大変お忙しい中を定刻にご参集いただき、まことにありがとうございます。

ただいまの出席議員は16名であります。

定足数に達しておりますので、平成23年第2回京丹波町議会定例会を再開いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

《日程第1、会議録署名議員の指名》

○議長（西山和樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、14番議員・小田耕治君、15番議員・山田 均君を指名いたします。

《日程第2、諸般の報告》

○議長（西山和樹君） 日程第2、諸般の報告を行います。

本日の本会議に京丹波町ケーブルテレビの撮影収録を許可いたしましたので、報告いたします。

本日、十倉土木建築課長から会計検査受検のため、欠席する旨の届出がありました。

以上で、諸般の報告を終わります。

《日程第3、一般質問》

○議長（西山和樹君） 日程第3、一般質問を行います。

一般質問の通告議員は、お手元に配付のとおりであります。

最初に、坂本美智代君の発言を許可します。

10番、坂本美智代君。

○10番（坂本美智代君） 改めまして、皆さんおはようございます。

ただいまから、平成23年第2回定例議会におきまして、通告書に従い、町づくりについて、高齢者対策について、防災対策の見直しについて、町長にお尋ねをいたします。

まず、初めに、町づくりについて、お尋ねをいたします。

1点目に、夜間の窓口サービスの拡充についてであります。現在、夜間の窓口での取り扱いは、納税のみであります。しかし、住民票や印鑑証明が必要なとき、会社や職場などが遠く、休んでまでは行けないため、夜間の窓口で取り扱いをしてほしいとの住民の方から

の要望をお聞きいたします。住民へのサービスとして、こうした昼間手続に行けない方への声に耳を傾けるべきではないかと考えますが、町長にお伺いをいたします。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 皆さん、改めまして、おはようございます。

それでは、坂本議員にお答えいたします。

夜間の窓口サービスについてでございますが、現在、税などの納付については、既に月に1回、夜間窓口を開設いたしておりますが、月末が納期限である税や料金等と異なりまして、住民の方が、住民票や印鑑証明などを必要とされる時期がまちまちであるのが実態ではないかと思っております。

印鑑証明の場合は、ご本人でなくても印鑑登録カードをお持ちいただければ代理の方にも交付できることに、まずなっておりますし、住民票や戸籍関係書類につきましては、町内からも郵送により申請をいただく方法もございますので、その方法等の周知をまず図ってまいりたいと考えておるところでございます。

以上です。

○議長（西山和樹君） 坂本美智代君。

○10番（坂本美智代君） 今、町長から答弁をいただきましたとおりに、確かに印鑑証明等は委任状が必要でございます。本人以外でしたらね。やはり、本人の委任状をいただいて家族であってもやはりそうしなければいけないんじゃないかと、私は認識しておりますが、それと郵送となれば、そういった手続なりが必要ではないのではないのでしょうか。

ただ、郵送する場合は、郵便局等に申し込むんですか。もう一つ、私、その辺が認識していないので、その点をお伺いしたいのと、昨日も村山議員から質問がございました。やはりこれから、どんどん住民に対して、負担も増えてきます。それに見合った、満足する住民サービスをするべきではないかといったような質問もございました。私もそのとおりだと思います。

先ほど、町長おっしゃいました、月末に納税等は1回でございます。確かに印鑑証明や住民票は、期日がいつ要るかわからないという部分はありますが、この夜間の窓口の納税等は、職員の方が受け付けておられるかと思うんですけれども、その点をお伺いしたいのと、やはり月1回と言わずに、月何回か、回数を増やすことも必要ではないかと思えます。その点のお考えをお伺いいたします。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 細かいことは、担当課から答弁させますが、回数が多いほうがよいと

いう、思いではおります。しかし、現状は、1回でということ为前提に答弁をさせますので、よろしく願いいたします。

○議長（西山和樹君） 下伊豆住民課長。

○住民課長（下伊豆かおり君） 郵送申請の関係ですけれども、郵便局に出すわけではなくて、郵便による請求ということで、封書によって申請を出していただくことになります。申請書の様式などは、ホームページにも掲載しておりますけれども、必要な方の、何が住民票抄本なのかとか、謄本があるのかとかということと、ご本人を確認するための免許証の写しなどを同封していただきまして、申請をしていただくものでございます。

○議長（西山和樹君） 坂本美智代君。

○10番（坂本美智代君） 郵送に関する、課長から今詳しく答弁をいただきましたが、やはりこういったことの周知もなかなか知られていないのではないかと思う点もあります。また、現状でという町長の答弁でございました。しかし、中には、住民の方が、納税は義務でございいます。それは当たり前なので、確かに夜間窓口を設けての取り扱いもそういったことも必要ではございますが、やはり住民の方にとったら、納め、納めばかり言って、住民からのそういった要求も聞いてほしいということが現実であります。その現状で、月1回でないのだめだという根拠と言うのは、どういった理由があるのか、その点をお伺いしたいと思います。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） それは、もちろん経費の問題だけです。

○議長（西山和樹君） 坂本美智代君。

○10番（坂本美智代君） 経費となれば、確かに職員さんが5時から8時までのその間の経費が必要ではあるかと思いますが、そのことと、きのう村山議員がおっしゃったように、住民が納得される、これだったら少々高くても仕方がないな。そういった納得されることの返しとして、住民のサービスの拡充というか、そういった要求にも応えるべきではないかと、私は考えますが、再度お伺いいたします。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 先ほど、再三気持ちは申しました。そうあったほうがよいなと思いつつも、現状は、やはり経費等の問題で、そうは1回で現行制度を守っていきたいというふうにお答えしたんですが、何にしましても、坂本さんもお気づきだとは思いますが、夜間、仮に5時から8時までやったとしても、本当に件数をこれから調べてみないと、やったほうがよいかどうかということを決められないわけですけれども、それにも増して、言ってもら

ったとおり、現行の郵便で送るといような制度、あるいは印鑑証明もカードを持ってきてもらったら、代理で上がるというような制度が、十分周知できていないという面があるのだと思います。そうしたことも、徹底する中で、今ご提言いただいているようなことも検討すべきかとそんなふうに思っております。

以上です。

○議長（西山和樹君） 坂本美智代君。

○10番（坂本美智代君） 町長のお考えなりわかりましたので、まず、それであれば、周知徹底なり、手続のしやすい方法もまた考えるべきであることを申し述べておきます。

2点目に、4月から仕事おこしの一つとして、京丹波町住宅改修補助金が交付される制度が実施をされました。2カ月がたちますが、現在まで何件の交付申請がありましたでしょうか、お伺いいたします。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 今年度から実施させていただきました京丹波町住宅改修助成制度の活用件数についてでございますが、5月末時点で申請が27件ありまして、そのうち、交付決定いたしましたのが、26件でございます。

○議長（西山和樹君） 坂本美智代君。

○10番（坂本美智代君） 5月末までで26件ということであります。今回の補助金の交付対象となる工事がそれぞれあるわけですが、耐久性向上改修工事、そして環境に配慮した改修工事、バリアフリー化改修工事、あります。それぞれ何件であったのか、お伺いいたします。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 担当者から答弁させます。

○議長（西山和樹君） 野間参事。

○参事（野間広和君） おはようございます。十倉課長が本日受検のため、欠席しておりますので、詳細については、不明な点あるかもわかりませんが、わかる範囲でお答えをさせていただきますというふうに思います。

まず、耐久性向上改修工事につきましては12件で83万円の交付決定、環境に配慮した改修工事、13件で117万円、バリアフリー化改修工事につきましては1件で8万4,000円、合計208万4,000円の交付決定となっております。

以上です。

○議長（西山和樹君） 坂本美智代君。

○10番（坂本美智代君） ただいま、この208万4,000円というのは町負担でありますね。全体でこの工事費、請け負った金額は、今日は十倉課長がおられないということで詳細がわからないかと思いますが、もしこの26件、それにかかった全体の工事費というのは、総額でどのくらいかお聞きしたいと思います。

○議長（西山和樹君） 野間参事。

○参事（野間広和君） 失礼をいたしました。2,756万1,656円が全体工事費となっております。

○議長（西山和樹君） 坂本美智代君。

○10番（坂本美智代君） 今、参事から答弁をいただきました、町長。今回こうした2,700万円以上という工事総額なんでございますが、町としては208万4,000円、持ち出しというか、補助金となっておりますが、この効果をどのように分析をされたのか、この2カ月ということなので、なかなか先もまだありますので、この2カ月でこの金額という効果の分析はどのように考えられますか。その点お伺いしたいと思います。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） まだ2カ月で分析まではできていませんけれど、この208万4,000円の助成で、これだけお住まいになっている人も便利になるし、地元の業者さんも仕事量が増えたと、非常に効果が大きいなというふうに喜んでおります。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 坂本美智代君。

○10番（坂本美智代君） 今、町長から答弁をいただいたように、やはり効果が大きいのではないかという答弁でございましたが、この3つの改修工事があるわけですが、よく離れとかはだめなのかといったこともお聞きします。この詳細がなかなかわかりづらいというものありまして、離れに住まれている方とかが、おられる場合にその離れの改修というのは、無理なものなのかどうか、その点を、何かをクリアしたら離れも改修ができるのかどうか、その辺をちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 済みません。担当課から答弁させます。

○議長（西山和樹君） 野間参事。

○参事（野間広和君） 主に町内に建築された住居の所有者であって、住んでおられる方という形になっております。一度、母屋と離れがある場合に、離れを本対象とされた場合は、その家1軒でご利用されたということで母屋には使えないけれども、住んでおられる離れで採

用したということでご理解をいただけたらというように思います。

なお、4月のほうでは20件で、5月では6件というふうになっておりますので、また問い合わせをしていただければ、こちらのほうでもご説明をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（西山和樹君） 坂本美智代君。

○10番（坂本美智代君） よく詳細わかりました。またそういった問い合わせがあれば、この役場のほうに問い合わせてということをお伝えしたいと思います。

続きまして、今回の福島原発事故の影響も大変大きいかとは思いますが、自然エネルギーへの転換が言われております。そして、地球温暖化防止のCO2削減による節電や山林の環境等の面からもこれまで森林組合が行っておりました間伐は、切り倒したまま放置するやり方から、森林を生かすために間伐材を活用する方向になっていきます。その活用の一つとして薪ストーブを推進、助成する考えはないか、町長にお伺いをいたします。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 間伐などの保育施策につきましては、現在までは今言っていたとおり、切り捨て間伐が中心でありました。搬出間伐は、ほとんど行われてこなかったんですが、国の森林・林業再生プランで、木材利用の拡大を図ることとされまして、間伐の交付金制度は、搬出を伴うものになりました。原則として、切り捨て間伐は交付金の対象にはならなくなりまして、こうしたことから間伐材は利用が増加してくるものではないかと考えております。このような中であって、町といたしましては、薪ストーブを含め、間伐材を始めとする木質資源の循環型活用の仕組みを研究していくこととまずいたしております。薪ストーブの導入に対する助成につきましては、その中で検討をしていきたいと考えているところであります。

○議長（西山和樹君） 坂本美智代君。

○10番（坂本美智代君） ただいま、町長からも間伐材を利用するというので、薪ストーブの推進のことも検討したいという前向きな答弁ではなかったかと思えます。確かに、今、冬であっても、やはりほとんど電気を使ってのファンヒーターとか、どの家庭にとっても何をしても電力を使うということでありまして、今、いろんな、ちょこちょこ行かせていただく家庭の中にも薪ストーブを利用している方が増えてきているように思います。

その一つとして、今回のこの住宅改修の助成交付金の中での、環境に配慮した改修工事にそういった薪ストーブの設置という項目をその中に入れるということは、考えられないのか、その点をお伺いしたいと思います。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） それは、考えたらよいと思います。そういう需要があるかないかは、わかりませんが、昔みたいにいろいろをつくるとか、いうことも悪くはないと思うんですが、薪ストーブそのものについては、グリーンランドみずほで、まず実証的に、今度取り組ませていただいているわけですが、まずスペースの大きい公共施設何かに薪ストーブをできるだけ活用して、それを見てもらって、各家庭でも利用したいというような思いを醸成してもらおうというのか、そういうことで、全般、先ほどお答えしたとおり、これからいろいろ研究して、その施策をよりよい施策にしていきたいという思いであります。今、坂本議員が言われたようなことも、検討課題に組み入れていきたいと、そのように思うところであります。

○議長（西山和樹君） 坂本美智代君。

○10番（坂本美智代君） ぜひ、前向きに検討を進めていただきたいと思います。

次に、高齢者対策について、町長にお尋ねをいたします。

1点目は、京都府が今年度から地域包括ケアの一環で、要介護度の低いひとり暮らしのお年寄りを対象とした入居施設、高齢者あんしんサポートハウスの設置を府独自で取り組むものであります。府の高齢者支援課は、多様な住まいの形の一つにしたいとおっしゃっておりますが、どういった内容のものなのか、また、本町として、取り組む考えがあるのかどうか、その点をお伺いいたします。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 自立生活がやや困難であったり、疾病からの回復期にある所得の低い高齢者が見守りや食事提供などのサービスを受けながら、住みなれた地域で生活することができる京都府高齢者あんしんサポートハウスの整備についてであります。第5期介護保険事業計画を策定する中で、サービスと負担のバランスに配慮しながら、日常圏域でのニーズ調査や、事業者の意向調査の結果を十分に分析をしまして、慎重に検討をしていく必要があると考えております。

○議長（西山和樹君） 坂本美智代君。

○10番（坂本美智代君） ただいま、答弁をいただきました。低所得の方で要介護度の低い人向けの支援ということで、基礎年金の支給額の範囲内というようなことも、新聞にも書いてありました。この本町でこの条件に当てはまるそういった対象者は、何人ほどおられるか、わかる範囲内でお伺いしたいと思います。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 担当課から答弁させます。

○議長（西山和樹君） 堂本保健福祉課長。

○保健福祉課長（堂本光浩君） 申しわけございませんが、資料のほう持ち合わせておりません。基本的には、基礎年金部分ということで、報道によりますと11年度は6万5,742円、そのような基礎年金部分でお暮らしをいただけるということで、京都府の資料で見ますと、6万円から6万5,000円の年金を想定をされているということをお聞きしておりますけれども、年金支給者の数に関しましては、資料のほう持ち合わせておりませんので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（西山和樹君） 坂本美智代君。

○10番（坂本美智代君） それであれば、この対象となる要介護度の低い方、要支援等要介護度1、2、どの辺までが含まれるのか。そしてこの本町では、そういった人数的には、そうだけ年金のここに資料がないとなれば、わかりづらいですね。そうしたら、この支援のこうした対象となる方はどのぐらい要介護度1から要介護度何までなのか、その点をお伺いします。

○議長（西山和樹君） 堂本保健福祉課長。

○保健福祉課長（堂本光浩君） 基本的にこの施設に関しましては、介護保険施設ではございません。要支援、あるいは要介護度がなければ、お住まいいただけることができない、あるいは要介護度、要支援等を受けておられない方は、お住まいいただけることができないということではなくて、ある意味、軽費老人ホームの簡素な社会福祉施設というような表現を京都府がされておりまして、ある意味、ある程度、自立ができる方で、通いの訪問看護でありますとか、在宅介護的なものも想定をされているということで、かなり広範囲の利用を想定をされておるのではないかなというふうに考えております。

○議長（西山和樹君） 坂本美智代君。

○10番（坂本美智代君） また、もっと詳しいことがわかりましたら、後ほどでよろしいので、資料提出いただけたらうれしく思います。

2点目に、来年4月実施されようとする介護保険の改訂案が衆議院を通過し、参議院に送付をされました。今回は、介護保険の認定で要支援1、2を介護保険サービスから外し、市町村の判断で行う介護予防、日常生活支援総合事業で行うというものであります。

サービス内容も、利用料も自治体任せとなります。対象となるのは、要支援1、2の人と、介護保険の認定外、つまり自立の人のうち、介護予防事業対象者とされておりまして、本町での対象の方は、現在何人になるのか、お伺いしたいと思います。

それと合わせて、本町での影響はどう考えられるか、お伺いをいたします。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 介護保険法の改正案につきましては、現在国会審議中であり、国から具体的な事業内容について、現在示されておりませんので、本町への影響を想定することが、そうしたことでできないということでもあります。保険者として、利用者の状態や意向に合わせ、在宅生活支援を支えるための総合的で多様な、あるいは本町の地域特性に合った介護予防サービスを提供できますように、第5期計画を策定する中で検討してまいるということでもあります。残余は担当課から答弁させます。

○議長（西山和樹君） 堂本保健福祉課長。

○保健福祉課長（堂本光浩君） 対象者ということでもありますけれども、現在の要支援1、要支援2の方で直近平成23年3月末現在ということでご理解を賜りたいと思います。

要支援1の方78名、要支援2が121名、合計で199名、これがある意味予防給付の方でございます。それで、介護予防という広くなりますと、全体で要支援、要介護が1,058名でございますので、それ以外の幅広く言いますと65歳以上の方が約5,600名いらっしゃいますので、残りの4,600名の方が広くは当たるのではないかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 坂本美智代君。

○10番（坂本美智代君） 今回のこの改訂案は、震災のさなか、大変10時間というスピードの審議で衆議院を通過して、今、参議院で出されておりますが、今、町長おっしゃったようにまだ国からはそういった詳しい指示も出されていないと、まだ決まったことではないということではあります。先ほど課長がおっしゃいましたそういう4,600名という方が対象者になるのではないかとということでもあります。この要支援1、2とまたそういった予防と言われる方への、国が言っています総合事業ですか、これは自治体が判断することができるんですね。そういうふうに言われております。それと同時にまた自治体はこのまま介護保険事業として進むのだということも、自治体が判断するということでもありますので、本町に合った実情を十分に踏まえて、また今後の検討をしていただきたいと思います。

自公政権でありました2006年にも、軽度の人から介護ベッドを取り上げられました。そのために立ち上がれず転倒をし、骨折をし、重度化したという方もあります。私ごとではあります。うちの母もそのときベッドを返しまして、現在は要介護度2になりました。それが原因かどうかは、私は判断はしかねますが、年齢を取ることによってそういった、予防です。これは、要支援1と2というのは、予防が重要であるかと思えます。現状に詳しいケア

マネさんの方も、軽度の人のサービスを拡充すれば、重度化を防ぎ、認知症や寝たきりなどを予防することになると、そのようにおっしゃっておられます。自治体の判断となれば負担がますます、総合事業とするならば自治体の判断になりますので、負担が増える、負担を抑えればサービス低下とつながりかねません。2000年の4月からスタートいたしましたこの制度、高齢化に伴って、介護の問題を社会全体で支えるとして、設立をされたものであります。介護保険が導入されてから10年間で特養ホームへの待機者は4倍以上増えて、09年には42万人と言われております。また、介護のために仕事をやめなければならなかった人が13万人とも言われております。家族の負担を軽くするという名目で始まったこの制度、保険あって介護なしとならないように、国に対して介護保険の見直しは国民や自治体の意見を十分聞き、実態に合った見直しとなるよう、要望すべきであると考えますが、町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） まず、現状の介護保険に基づくサービスのレベルを落とすような方向はよくないというふうに考えておりますので、今坂本議員がおっしゃったように一生懸命そうした現場の声を届けるのが私の使命でもあるし、そのことを町村会等の活動を通じて、申し入れていきたいというふうに考えております。

○議長（西山和樹君） 坂本美智代君。

○10番（坂本美智代君） 今、大変力強い答弁を町長からいただきました。ぜひ、そのように声を上げていただきたいと望みます。

次は、防災対策の見直しについて、お伺いをいたします。

東日本大震災が起きて、もうじき3カ月がたとうとしておりますが、いまだに10万人近い多くの方が避難生活を余儀なくされておられます。専門家によれば、地震の活動期に入っており、いつ何どき地震が起きてもおかしくないということでもあります。この防災対策の質問は、昨日から4人の議員からも質問をされておりましたが、私からも重複する点もあろうかと思いますが、お尋ねをいたしたいと思います。的確な答弁を求めたいと思います。

1点目は、災害時での食糧等の備蓄物資についてであります。平成19年度から5カ年計画で整備する予定であると説明はお聞きしました。今回の震災で、テレビや新聞等の報道を見ておりますと、食物アレルギーを持っている方への対応が不十分でなかったかと思えます。以前にも、私、食物アレルギーの質問をいたしました。間違っただけで口にすれば重症化に陥ることに成りかねません。そこで、町長にお伺いいたします。昨日の答弁で物資の備蓄の基準は5,000人の2日分、1万人の食糧、水と生活物資とのことでしたが、そ

の中にアレルギー対応の物資の備蓄は確保されておられるのか、お伺いをいたします。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） まことに申しわけないんですが、アレルギー対応食品の備蓄につきましては、本町において現在対策はできておりませんので、備蓄物資の更新の際などに対応を検討をしてみたいと考えているところでございます。

○議長（西山和樹君） 坂本美智代君。

○10番（坂本美智代君） なかなかこの食物アレルギー対応というのは、多面化でいろいろな食べ物によりまして、アレルギーを起こすということで、確かに難しい面ではありますが、必要なことであります。ぜひ住民の命を守るというこの自治体の使命でもありますので、ぜひ更新の際には、また専門家とも相談しながら、そういった食糧の確保をぜひ進めていただきたいということを申し上げております。

2点目は、障害者の方の支援の対応についてであります。今回の大地震でも問題となっておりました。障害を持っておられる方、またその家族の方がそれぞれ指定をされた避難場所に入れないという問題でありました。障害の中でも精神障害、知的障害、そして身体障害とそれぞれ、異なった障害を持っておられ、迷惑をかけたらいけない、周りの環境が変わればパニック状態になる、そういったことで壊れたおうちの中におられた方もあったそうであります。それと、福祉関連の物資の不足でございます。車いすとかつえが流されたとか、そういったこともありました。こうした支援のおくれが深刻であると新聞報道もされておりました。こうした障害者の方への支援に対する対応もどのように考えておられるのか、お伺いをいたします。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 要援護者への支援につきましては、京丹波町災害時要援護者避難支援プランに基づき、災害発生時には各行政区を初め、町の消防団、社会福祉協議会、京都中部広域消防組合、そのほか関係機関と連携を図りながら、要援護者への支援を適切かつ円滑に実施していきたいとまず考えております。

避難所においては、障害者の方を初め、要援護者に対しまして、大規模災害時等の避難所スペースや、支援物資等が限られた状況においては、障害の種類、程度などに応じまして、早期に支援を実施するべく、要援護者について、優先的に対応をすることといたしております。また、ふなれな場所への生活を支援するために、保健師等による相談窓口の設置や要援護者への配慮したわかりやすい情報の提供に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（西山和樹君） 坂本美智代君。

○10番（坂本美智代君） 昨日の防災の質問の中にも確かに要援護者への支援、消防とかと連携を取りながらということはお伺いしました。そうだけれども、この障害を持つということは、自分みずから言いづらいと、語れないという精神的な面もあります。また、身体的な面は足が悪い方とか、歩けない方、そういった方は、外見からでも確かにわかり得ることもありますが、精神的な面で障害を持っておられる方は本当にわかりづらいし、自分からもなかなか言えないし、家族からも言えないということもあります。今おっしゃいました社会福祉協議会とも連携し、また保健師ともそういった相談窓口を持ちながらということもおっしゃいましたが、災害に遭ったときに保健師さんの方が必ずしもそこにおられるとも限りませんし、そして対応も、難しいことであろうかと思えます。常からそういった社会福祉協議会とも連携し、共同作業所ともそういった話し合いを持ちながら、こういった症状の方はおられると、やっぱりそれぞれ把握をされておくべきであると思えますが、その点を再度お伺いいたします。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） お答えします。何にしましても作業所等の名前も挙げてもらっているとおおり、大方の方がどこかで福祉関係の人と接点があると思うんです。そういう方を頼りとして、今、公的な機関の名前を挙げた、そういう人が一層まず知り合いをサポートするというような体制以外にまず考えられないと思っています。

今、言ってもらったことでは、常日ごろそうしたことを会話の中にきちっと出して、そして対応をしていくということではないかというふうに考えております。枠組みとしては、でき上がっていると、そのソフト面の内容については、日々懇談する中で、しっかりとそういうときに対処するんだというお互いの心構えが今一層必要だという認識ではおります。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 坂本美智代君。

○10番（坂本美智代君） 3点目は、第一避難所となっておりますそれぞれの公民館の耐震診断への助成についてであります。この質問は3月議会でも、山田議員のほうから質問をされました。そのときの町長の答弁は、検討していきたいとのことでありましたが、1日も早く実施する必要があるかと考えますが、検討はされたのかどうか、その点お伺いいたします。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） お答えします。公民館など施設につきましては、建築年数がかなりたっておりますので、耐震改善対策を講じていく必要があるかと、まず1点考えております。

耐震診断につきましては、区所有施設でもあることから、自治振興補助金により対応していただくことになると考えております。また、検討をしているのかというお尋ねですが、検討しております。少なくとも私から担当者にこういう議員からも照会があるので、よい方向に施策がつかれるようにということを指示もいたしているところであります。

○議長（西山和樹君） 坂本美智代君。

○10番（坂本美智代君） 検討をされているということでございます。区民の方からにとつたら、第一避難所が地震の際に崩壊した場合、どこに避難したらいいのかということも不安でございますので、ぜひ一日も早く、前に進んでいただきたいということを申し上げます。

そこでお伺いしたいんですけど、この公民館の管轄というのは、教育委員会でございますが、防災の面で言えば、問い合わせというのは教育委員会になるのか、それとも総務課になるのか、どちらの管轄になるのか、その辺をお伺いしておきたいと思っております。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 避難所としましては、総務課になります。

○議長（西山和樹君） 坂本美智代君。

○10番（坂本美智代君） 防災マップというのが配られました。各集落においてもこういった防災マップをおうちの中にしまいこむのではなくして、集落でもこういった活用をいたしまして、日ごろの取り組みや行政としての指導も必要ではないかと思っております。

自主防災組織育成事業として補助金100万円の予算を見込んでいるということの、昨日の答弁もございましたが、この自主防災組織育成事業としての、具体的な事業内容というのはどういったものなのか、お伺いしたいと思います。いざとなったときに、地域のつながりというものは肝心であります。私ごとでございますが、下村婦人会で、この防災マップを利用して、それぞれ自分たちの下村区域をぐるっと回ろうということにしていたんですが、29日でしたか、台風がありまして、消防の方が大変危ないということで中断というか、延期しました。常から、こういった防災に対する心構えというものが区を通じててもよろしいし、行政の指導も必要かと思っております。今回の3月11日が東日本大震災でしたが、その明くる日の12日に長野県の栄村、そこも地震がありました。そのときには多くの家が倒壊したりして被害はありましたが、亡くなられる方はおられませんでした。そこは人口が少ないというのがありますが、常日ごろからお隣さんとか、そういった地域のつながりを持っている村であります。そういったことも考えて、一番近い地域のつながりを大切にするためにもそういった指導なりが必要ではないかと思っておりますが、その点のお伺いをいたします

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 確かに、震災のあとの話を聞きますと、海岸沿いの人はかなり津波の避難訓練をされておったのだなということがわかりました。私は、和田区ではあんまりそういう経験がないなというふうに思っております。丹波マーケス、あるいはサンダイコーについてのそうした避難訓練については、やかましく言ってやらせてきました。そういうことを今までやってきたんですが、今坂本議員がお尋ねになったことについての詳細については、担当課から答弁させたいと思います。

○議長（西山和樹君） 伴田総務課長。

○総務課長（伴田邦雄君） 自主防災組織の育成事業の交付内容、交付金の内容でございますけれども、これにつきましては、防災備蓄資機材を確保していただくと、直接的にはそういったものにつきまして、10万円を限度に補助をするというものでございますが、これの本来的にはやはり地元におきまして、自主防災組織の規約をつくっていただきまして、さらには役員名簿でありますとか、組織図、そういったものを添付いただくと、さらには活動計画をつくっていただく、そうしたことで、物だけではなくて、実際にそうした自主防災組織としての活動計画について、各それぞれが普段からそういう体制づくりをやっていただくとそういうことを助長するために、交付要綱をつくったものがございますので、そうしたことで先日も申し上げましたけれども、区長会におきまして、そうした内容につきましてもご説明を申し上げたというところでございます。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 坂本美智代君。

○10番（坂本美智代君） 10組当たり一組織、一組織10万円ですね。という補助でございます。資機材補助ということですか、その規約をつくって組織図を提出するということがあります、そういった文面にするということは、難しいことでもあります。ぜひ、行政のほうからもそういった指導をいただくことも必要かと思いますがその点の指導等はどのようにしょうか。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） もちろん、指導とまでいかずとも相談があったら一緒に先頭に立って防災活動をするということに尽きると思います。指導はできないかもわかりませんが、集落に入って行ってほしいというときには、防災担当おりますので、その中で一緒に考えていくと、文書づくりについても、私は積極的に法律違反になるなら、私が責任を持つので、気張って手伝ってあげと言って、指示しているところでございます。

○議長（西山和樹君） 坂本美智代君。

○10番（坂本美智代君） これで、一般質問を終わります。

○議長（西山和樹君） これで、坂本美智代君の一般質問を終了いたしました。

次に、東まさ子君の発言を許します。

8番、東まさ子君。

○8番（東まさ子君） 平成23年第2回定例会におきます私の一般質問を行います。

まず最初に、学校給食について伺います。

保護者の皆さんの大きな願いでありましたすべての中学校での学校給食の実施に向け、調理施設の新設のための設計費が予算化され、25年度実施に向けてスタートをいたしました。新しい調理施設建築に向けて、京丹波町学校給食検討委員会は中学校の完全給食の実施、アレルギー児童への対応、地域食材の積極的な活用を提言されております。5月に開きました常任委員会でも新給食センターの経過、そして今後の取り組みについて、協議を始めたところではありますが、特に中学校給食実施につきましては、保護者の皆さんや子どもたちも大きな期待を抱いております。中学校給食が実現して本当によかった、このような給食であることを願って質問をいたします。

平成9年に厚労省の保健体育審議会が答申を行っておりますが、そこでは単独調理方式が望ましいと述べておりますが、私たちはこれまで安全でおいしい給食をとということで、温かいものを温かいうちに提供できる自校方式を求めてまいりました。

今回の提言は、新しくセンター方式の調理施設を建設し、既存の丹波、和知の給食センターと3カ所の給食センターですべての小・中学校の給食を分担調理をする。分担方法として、一つは新給食センターですべての中学校分を調理する方法、もう一つの方法は給食未実施の蒲生野中学校と瑞穂中学校とそれから瑞穂小学校分を調理する方法のいずれかが適切であると提言されております。

そこで、教育長に伺います。既存の丹波給食センターは625食、和知の給食センターは350食の調理能力があるとお聞きをいたしました。今回新しい調理施設をつくる場合の規模が問題となりますが、提言で示されている3中学校分を賄う場合の調理食数、もう一つの方法の蒲生野中学校と瑞穂中学校、瑞穂小学校分を賄う場合の食数について、まず最初にお尋ねをいたします。

○議長（西山和樹君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） それでは、ご対応をさせていただきます。

まず、提言がありましたように各中学校を一つに合わせたらどうかということでございます。現在平成25年度の推定数ということで計算をいたしますと、まず蒲生野中学校が24

5食になります。それから、同じく瑞穂中学校が141食という食数になります。そして和知中学校が今のところ平成25年度の推定数ですけれども101食ということでございます。これを足しますと517食というような形になってございます。

また、新しくもう一つの案として考えておりますのが、未実施校の分でございますが、瑞穂小学校が平成25年度推定では176食、蒲生野中学校が先ほど言いましたように245食、瑞穂中学校が141食となりまして、合計562食というふうに今のところ見ております。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 東まさ子君。

○8番（東まさ子君） それぞれ、食数をお聞きをいたしました。これは生徒のみの食数でありますか、教員の方々の数も入った食数でありますか、お聞きをしておきます。それと、今2カ所の給食センターで実施がされておりますけれども、今の状況をお聞きをいたしますとかなりの余力分が、和知のセンターでは100食、丹波のセンターでも100食から200食近い、そういう余力が生まれるのではないかと考えておりますけれども、既存の2カ所の給食センターの機能を最大限活用すべきでありますと考えますけれども、その点についてお伺いをいたします。

それから、瑞穂中学校、小学校ですね。それを賄う場合の食数を今お聞きをいたしました。計算すぐにはできませんので、それについてもお聞きをしておきたいと思っております。

○議長（西山和樹君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） 済みません。先ほど3中学校の各校の25年度推定数は、間違いありません。合計が517食と言いましたけれども、487食ということで訂正させていただきます。先ほど言いました数字は、児童生徒数並びに教職員の数もすべて含んだ数でございます。

それから、学校給食調理施設につきましては、検討委員会から提言をいただきましたとおり、3施設体制の整備を計画をしております。整備計画の詳細につきましては、現在検討中でございますけれども、既存の2施設の有効活用を前提に検討をしていきたいというふうに考えております。新たな配送校の追加や、あるいは再編を行う場合はただ単に当初の調理数が、例えば丹波給食センターでしたら650食とか、和知の給食センターは350食とか、というような形でなっておりますけれども、これはいちばん当初スタートの時点の子どもの数と教職員の数で、スタートした時点でこれだけの食数をつくるということでスタートをしております。今のところその場所でのそのクラス数とか、その学校数でありましたら、そ

の食数は可能だということでございますけれども、さらに学校数が増えたり、あるいはクラス数が増えますと、それぞれ食缶の問題でありますか、コンテナのプールの問題でありますとか、それからそれぞれの保管場所等の問題もありますので、食数だけで考えてできないというような議論にはならないということでございます。例えば既存施設の新たな配送校の追加とか、再編を行う場合には、調理食数だけではなくて、食器とか食缶とかあるいはコンテナ等の什器の保管スペース等の検討も不可欠でございますので、場合によっては、増築が必要になってくるというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 東まさ子君。

○8番（東まさ子君） 瑞穂小学校と瑞穂中学校分の食数を再度お聞きしておきます。将来の子ども数の見通しというのがいろいろと常任委員会でもらった資料にも書いてもっているんですが、減少することが予測をされているという状況であります。ただ、今のスタート時点のそれぞれの2カ所の給食センターにつきましては、スタート時点の申請数だということでありましたけれども、それ以後、子どもが減ってきて、クラス数も減ってきているという状況であります。あと配送校の関係というのものもあるかもわかりませんが、大規模なそういう整った調理施設を整備してきたわけでありまして、そうしたセンターの余力がたくさん残ったまま、新たにまた大きな規模のそういう調理施設を建てるということがどうなのかなというふうに思ったりするんですが、将来見通しに基づいて規模を考えるべきではないかというふうに思ったりするわけでありまして、瑞穂小学校・中学校の数はどういうふうになるかということでありまして、そういう二つの瑞穂小・中学校の給食センターの規模というのも選択肢として、考えていったらどうかというふうに思ったりもするわけですがどうでしょうか。

○議長（西山和樹君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） 平成25年度の推定数で、瑞穂小学校がこれもちろん教職員の数も入れてでございますけれども176食、それから瑞穂中学校が141食ということで、合計317食というふうに考えております。例えば現在丹波の給食センターで実施をしております下山小学校の分を和知小学校へ持って行って、そして現在瑞穂小、瑞穂中だけが新しいそういったセンターで給食をし、蒲生野中学校は丹波の給食センターへ持っていったらどうかというようなことも考えるわけでございますけれども、そういったいろいろなパターンについて、検討委員会でいろんな立場から議論をいただきまして、いろいろな様式というかパターンを考えさせていただいて、最終的にはこの二つの案をご提言をいただいたところでござい

ます。例えば、和知の給食センターに下山小学校の分を持ってきますと、先ほども言いましたように食数につきましては、調理の供給は可能でございますけれども、現在平成25年度の数で検討いたしましても、配送用のコンテナプールとか、あるいは保管庫容量の絶対的な不足が想定されまして、施設の増改築が検討されるというか、増改築の検討を要するというような技術的にと言いますか、スペース面的に見ましても、そういうことが考えられますので、ご提言をいただいた方向の中でそれぞれ二つの案の中で推進していくほうが非常にいいだろうというふうに私どもも考えております。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 東まさ子君。

○8番（東まさ子君） いろいろと下山小学校の分を和知で賄うとすると、コンテナとかいろんなものが備品が必要になってくるということでありまして、コンテナなんかは初めからそういう能力、350食の和知センターの能力があるわけでありまして、コンテナについては、食缶を入れるのだと思いますが、できるスペースがあるのではないかなというふうに思ったりするわけでありまして。いろいろと検討をいただいたということでありまして。だけれども広く意見を聞いて考えていただくということが、今後たくさん大きな施設ばかり残っても、大変効率が悪いということでありまして、そこら辺のことも多く意見を聞いていただきたい、このように思っているところです。

それから、場所についてもですが、新聞報道でもされておりました旧瑞穂の病院跡地ということも報道されておりましたですけれども、今現在どういうふうに考えておられるのか、お聞きをしておきたいと思っております。

○議長（西山和樹君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） 現在、新しい施設の場所につきましては、今後検討するというところで、今のところ具体的にどこというふうな形での整理はしておりません。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 東まさ子君。

○8番（東まさ子君） 先ほども申しましたように、国の方針も単独調理ができる自校方式を教育上効果があるという立場からいろいろと周知するというようなことを言っておりますが、そういう立場からすれば、瑞穂中学校か小学校に隣接するところに場所を選択するのが一番よいのではないかなというふうに思ったりするわけでありまして、そういう国が示しているセンターから単独調理ということで、国の方針も変えたということでありまして、そういう立場から場所も選択するというふうに考えておられるのかどうか、お聞きをいたします。

○議長（西山和樹君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） いろいろな自校方式あるいはセンター方式というようなことでそれぞれ学校現場の先生方、またPTAの皆さん方、またそれぞれ直接指導をされております栄養教員の方等々、また議会からも代表で出ていただいておりますけれども、そういったご意見を十分尊重していきながら、学校規模、児童生徒数の規模もございますので、十分この提言を尊重させていただいて、進めていけたらと思っております。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 東まさ子君。

○8番（東まさ子君） 提言も尊重していただくということも大事でありますし、広く意見を聞いて、よりよい豊かな給食となるように検討をいただきたいと思っております。

次に、栄養士の配置について伺います。本町の給食センターの規則では、職員として、所長、事務職員、学校栄養職員を置くことと定めています。それ以外に、技術職員、作業員を置くことができるとしております。学校栄養職員は、栄養士さんだと思いますけれども、食材の発注や献立の作成、食の指導など、大変たくさんの仕事をされていると思いますが、それぞれの給食センターに栄養士さんを配置されるということになると思っております。今現在は調理員の方はセンターに一人ずつおられまして、栄養士さんも一人ずつおられまして、正規の方が、調理員の方は嘱託、臨時、シルバーなどのところからお世話になっているという状況でございます。瑞穂小学校は、正規の職員がおられないということではありますが、やはり正規の職員さんを仕事上からも増やしていくべきではないかと思っておりますが、その点についてはどうでしょうか。

○議長（西山和樹君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） 栄養士さんにつきましては、それぞれ各小学校に配置をいただきまして、現在4名の栄養教諭もしくは学校栄養職員を配置していただいております。なお、4名のうち1名につきましては、和知小学校が食に関する指導充実授業ということで研究指定を受けておりますので、新たに1名配置をしていただいているというので、今4名というふうになっております。先ほどご質問のございました正規の調理員の方の確保ということでございました。現在は嘱託等でお世話になっているわけでございますけれども、また25年度のこういった新しい施設の建築も合わせて、そういったことにつきましては、検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（西山和樹君） 東まさ子君。

○8番（東まさ子君） 18年に食育推進基本計画が策定されまして、学校教育が子どもたちの食育に果たす役割が重視をされております。子どもの望ましい食習慣の形成、あるいは食に関する機会の促進のために学校給食の一層の普及や献立内容の充実を促進すること、また教科等で学校給食が生きた教材として活用されるよう取り組むことや、食物アレルギーの対応を推進すること、地産地消を進めるための生産者団体と連携し、学校給食における地場産業の活用の推進、単独調理方式による教育上の効果を周知、普及するとなっております。栄養士さん、栄養教諭ですか、教諭の先生含めて4人おられるということですが、アレルギー対応とか、食育の意味からも大きな役割がありますので、今検討するということでありましたけれども、正規の職員さんを増やして、より安心安全の給食が実施されるように求めておきたいと思えます。

次に、アレルギー対応の対策について伺います。昨年6月議会で坂本議員が質問をいたしました。給食の一部を食できない等の食物アレルギーを持つ児童生徒の状況は、小学校で11名、中学校で2名ということでありました。新年度になりまして、状況は変わっているかと思えますけれども、除去食、代替食を行っていないので、食べることができない場合は、副食を持参いただいているということでありました。今後、小・中学校完全給食化に向けて、学校給食のアレルギー対応を調査していくと、答弁されておりました。提言も対象児童生徒に対する安全で安心な給食を提供するための施設整備と人員の確保に努めるべきとされております。食物アレルギーについて、協議をされてきたということでもありますけれども、今、食物アレルギー検討委員会での検討内容、結果について、また委員会のメンバーについて、どのような状況になっているのか、お伺いをいたします。

○議長（西山和樹君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） 平成22年度に食物アレルギーに係る検討委員会を立ち上げまして、それぞれ検討をしていただいておりますけれども、特に検討する中身といたしましては、それぞれ食物アレルギーに対する対応マニュアルの策定でありますとか、あるいはそれぞれ子どもたちの食物アレルギーの実態調査、またそういったアレルギーを持つ児童生徒の給食についての対応など、「安全、安心な給食の提供に向けて」をテーマに組織を立ち上げたところございます。

この給食検討委員会のメンバーといたしましては、当初は、それぞれの各幼、小、中、それから保育所も含めての養護教諭さん、それから学校栄養職員さん、そして、事務局として、指導主事等が入りまして、立ち上げたところでございます。

本年度も引き続き、こういったメンバーを中心に実態調査なり、あるいは対応マニュアル

等の策定も完成をしていきたいというふうに考えておりますけれども、昨年度の意見といたしましてそれぞれ専門医の先生も指導助言をいただいたらどうかということありましたので、本年度そういった場にまた専門の方にも来ていただいて、研修を含めてしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（西山和樹君） 東まさ子君。

○8番（東まさ子君） マニュアルの作成についても行っているということでありました。急ぐわけではありませんが、今、新しく小学校1年生に入学された方の中にも大変アレルギーの方がおられて、いろいろと困っているという状況もお聞きをしているわけであります。実態調査をするということでありまして、その中に保護者というか、アレルギーを持っているご家族の保護者の方について、そういうところに意見を言うということはないのかどうか、お聞きをします。

○議長（西山和樹君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） 保護者の方々の検討委員会での参加ということでございますけれども、特にマニュアル等につきましては、既に日本学校保健会とか、それから先般も保育所のほうで対応マニュアル等も完成いただいておりますので、ほぼ内容的な対応については、もうでき上がっているということで理解をしております。それぞれ保護者の皆さんにつきましては、個々学校の養護教諭とか栄養職員が窓口として聞いておりますし、私の教育委員会に対しましても、その保護者の皆さん方から直接話を聞くということも昨年度もしてまいりましたので、そういった形で十分保護者の皆さんのお気持ち、ご意見等は聞いていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 東まさ子君。

○8番（東まさ子君） 少しお聞きしたいんですけれども、例えば牛乳がだめな方なんかは、どういう代替を食というかされているのか、お聞きをしたいと思います。

○議長（西山和樹君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） 特にいろいろなアレルギーをお持ちの子どもさんがおられて、それぞれ違うわけでございますけれども、例えば牛乳の場合でしたら、飲めない方につきましては、提供していないということで、それにかわるものを家のほうから持ってきていただくか、いうふうな形で対応をしております。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 東まさ子君。

○8番（東まさ子君） そうした場合、牛乳の分については、利用、食されていないということでもありますけれども、給食費のときに、その分が除かれているのかということについてはどうでしょうか。

○議長（西山和樹君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） その分につきましては、引いております。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 東まさ子君。

○8番（東まさ子君） それでは、次に、地域食材の活用について、伺います。

学校給食に生産者の顔が見える、また話ができる、そういう機会をつくるためにも地場産物を使用することで、地域への理解を深めるとともに生産にかかわる、携わる農家の人たちへの努力や食への感謝をはぐくむとして、地場産物の活用を増やしていくことが求められております。提言も新鮮で安全な地場産物の導入、生産者との連携による納品体制の確立など言われております。現在は、京丹波町産のキヌヒカリや野菜など現在でも地元食材が入った給食が行われておりますけれども、活用状況と今後の推進計画、目的についてお尋ねをいたします。

○議長（西山和樹君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） これまでより、食育推進の観点から、学校給食において、地元産の野菜や、町内産米の利用を行っているところでございます。一方で地元産食材を利用するに当たりましては、年間を通じて、一定量の確保と企画の統一が困難など課題もあることから、引き続き、関係者、関係団体との調整を図りながら、今後ともできる限り、地産地消の取り組みを進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 東まさ子君。

○8番（東まさ子君） 国の推進計画では、22年度に30%を目標にしているというふうなことでありました。今、生産者がなかなかということで、一定の量の確保が難しいということですが、そういうことも含めて、地域の経済を元気にするためにも食材を提供したい人を募って、農家の声を聞いたり、食材についての意見交換などを行って、地域食材の活用を広げていくべきではないかと思っております。また、そのことが地域の農業を元気にすることにもなりますので、今そういう生産者とのつながりというのはあるのかどうか、お聞きをしておきたいと思っております。

○議長（西山和樹君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） 食材の発注につきましては、毎月各給食センター、あるいは調理場単位におきまして、開催する学校給食検討会におきまして、献立を検討した後、材料の発注を行っているところでございます。なお、町内の地元の食材の活用につきましては、現在町内より約40%を調達しておりますけれども、町外から購入しておりますのが、例えばお米でありますとか、パンでありますとか、あるいは京都府とか、そういった町内では生産確保されていない食材がほとんどでございまして、かなりの部分、町内から購入するということで努力をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 東まさ子君。

○8番（東まさ子君） 今そうしたら、地元の小売商店とかそういうところからも、食材の発注というのはお願いをされているのかどうか、お聞きをしておきたいと思います。

○議長（西山和樹君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） 現在のところ、町内の業者から調達いたしておりますのが25の業者の皆さん方にご協力をいただいております。町外は7業者ということで、先ほど言いましたように、学校給食会が、これは非常に大きなところで、府全体の学校給食会が主でありますけれども、町内もかなりの数の業者の皆さんからお願いをしているところでございます。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 東まさ子君。

○8番（東まさ子君） ちょっと、聞き漏らしましたが、それでは学校給食会からどのぐらいの割合を仕入れておられるのか、それから、町外、町内の割合で言ったら、どのぐらいのパーセントであったのか、再度確認しておきたいと思います。

○議長（西山和樹君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） 購入しております金額ベースでいきましたら、先ほど言いましたように、町内の業者さんから39.5%、約40%弱です。それから、町外が60.5%ということでございます。学校給食会のほうの購入は、町外から購入している率としては、38.7%、つまり町外から購入している全体の38.7%が学校給食会ということになってございます。

今、38.7%と言いましたのは、全体の金額の中での学校給食会が38.7%ということで訂正させていただきます。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 東まさ子君。

○8番（東まさ子君） 続いて、ランチルームについて、どのように考えておられるのか、お聞きをしておきたいと思います。

○議長（西山和樹君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） 学校給食の実施に当たりまして、ランチルームの設置についてのご質問でございますけれども、現在ランチルーム全体の児童生徒が入って、食事をするというのは、和知中学校と和知小学校でございます。それから、一部子どもたちがランチルームで食べられるような施設を持っておりますのが、丹波ひかり小学校と瑞穂小学校でございます。そして、それぞれの教室で食べておりますのが、竹野小学校とそれから下山小学校ということになっております。現在、給食を実施している学校の給食施設の状況は、ご存知のとおり、今言いましたように、ランチルームが設置されている学校とされていない学校がございます。また、設置状況につきましても、全児童全生徒を対象とした学校とか、あるいはクラス単位を対象とした学校があり、多種多様な状況になっております。中学校給食の実施に伴うランチルームの整備につきましては、提言にもいただいておりますように、今後の課題として、児童生徒の推移とか、あるいは既存学校施設の有効活用等も踏まえながら、研究をすること、提言をいただいておりますので、今後そういったことを踏まえながら、研究をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 東まさ子君。

○8番（東まさ子君） それぞれ、今、状況を言っていたわけでありまして、実際、和知中学校と小学校では、私たちも見させていただきまして、立派なランチルームということではありますが、教育長は、実際教育的な位置づけとかそういうのを見られてどのように給食センターを位置づけて見ておられるのか、その考えをお聞きしておきたいと思います。

○議長（西山和樹君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） 私も、和知小学校、和知中学校、ともに一緒に食事もさせていただきまして、一緒にあいった形で食べるというのは、非常に好ましいなというふうに思っております。ただし、どちらも人数的には百数十名というような規模でございますので、それが可能かなというふうに思っております。また、中学校になりますと200人、あるいは300人を超えるという学校もございますので、府下全体的に中学校の給食を実施されている

ところを見させていただきますと、ほとんどがクラスで食べているというような状況がございます。それぞれ、学校の校長先生を初め、現場のほうからは、ランチルームがあれば好ましいけれども、またいろんな生徒指導の問題等も考えられるので、一概にランチルームですべて解決するというにはならないという意見も聞いておりますので、今後、他校の状況とか、あるいは、現在、それぞれの人数も平成25年になりますと非常に生徒数も減ってきますので、そのあたりを見させてもらいながら、今後の研究課題ということで、考えさせてもらったらと思っております。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 東まさ子君。

○8番（東まさ子君） 子どもたちにとって、豊かな給食になるようよろしく広く意見を聞いて決めていただきたいと思っております。ランチルームにつきましても、よいというふうに評価もされておられるわけでありますので、よいというものは、今回給食センターをせっかくつくるのでありますので、ぜひとも豊かな給食となるように、検討いただきたいということをお願いして、次に進みます。

2点目、まちづくりについて伺います。

雇用情勢は、今なお悪化したままであり、私たちが受け取る収入は低く下げられたままであります。その上に歴代政府の社会保障切り下げが生活を一層苦しいものにしております。自治体として、雇用の安定、地域の経済化の活性、ほか、子育て支援、健康福祉の増進がますます必要になってきております。特に未曾有の東北大震災が起こるまでにおきましては、政府も経済の活性化ということで、交付金を貸し出して、支援策を講じてまいりました。それでもなお、仕事がない、町内の企業も夏には閉めるというところもあると聞いておりますけれども、町内企業や商工業者の経営状態、本町の地域経済の実態について、どのように見ておられるのか、また震災の影響はないのか、伺っておきます。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 国内の景気は、最近持ち直し傾向にあったようでございますが、直近の月例経済報告では、景気は東日本大震災の影響によりまして、このところ弱い動きとなっております。町内企業等の経営状況につきましても、全体を通してみますと、小規模事業者を中心に全国的な傾向よりも依然厳しい状況にあると思っております。東日本大震災の影響につきましても、工場など生産拠点の被災や、物流の停滞などの原因によりまして、町内企業等においても、物資が入らない状況が発生しまして、町内の生産や販売活動にも影響が出ていると考えております。特に震災発生直後において、自粛ムードによるサービス業を中心

とした影響が大きかったのではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 東まさ子君。

○8番（東まさ子君） 今、いろいろと町長から厳しい状況だということをお聞きしたわけですが、そうしたら、具体的にこうした施策があってほしいとか、そういう相談などを受けておられるのか、何を今必要としておられるのか、そういう実態について、調査をされておりましたら、相談を受けておられましたら、お聞きをしたいと思います。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 具体的に相談ということは受けておりません。私はこういうふうに公式の答弁をしていますけれど、景気が今後急激によくなるというようなこと、先の村山議員との議論でもそういう話をしているところです。何にしましても、このデフレ基調を克服しない限り、地方都市、農村部においても、景気がよくなるというようなことは、あんまり考えられないなというふうに考えています。それは、一に少子化とか、高齢化とか言いますが、子どもさんが少ないということを解決する以外に、日本経済の回復は、余り、いわゆる自立型経済とか、あるいは持続可能型経済とか、いろいろ言っているわけですが、そうした意味で不妊治療についての助成をしたり、妊産婦さんの検診の14回を無料とするとか、あるいは今度新たにファミリーサポート体制を確立するとか、あるいは中学生まで実質健康、いわゆるお医者さん代をただにするとか、学童保育を充実させるとか、子どもさんが多くなるような、施策と取らない限り、非常に難しいというふうに基本的に考えているんです。だから、このまちでそういうことを私自身は実行しているというふうに考えております。

これも最近知ったんですが、子どもさんの出生率が高い、女性一人で産む数が1.3%になったとかいう数字が新聞で発表されたんですけど、実を言いますと、私は東京が一番女性一人当たりの出生率が高いのかなと思っていたら、東京は非常に低いという発表でした。ほかの二つを忘れたんですが、三つ出ていまして、福井県がまず出ていました。そしてそれ以外も地方県であります。実を言うと、東京都というのは、専業主婦が一番多い都市、そして反対に福井とかというのは、女性の進出が非常に多い県。いわゆる女性が社会進出している、はやりの言葉で言いますと、男女共同参画社会とかいうのが実現しているところが実を言うと出生率が高いとかということなんですね。やっぱり自分が考えていた出産こそがとか、そういうことを充実することが、経済の活性化に最後には結びつくんだというような思いを強くしたところです。そうした意味で今までどおり、急にはよくなるはないけれど、このまちが少

しでも夢と希望の持てるようなまちにしていきたいという思いで、いろいろ施策を皆さんに提案させていただいているところでございます。

○議長（西山和樹君） 東まさ子君。

○8番（東まさ子君） 本当に町長が言われましたように、子育ての充実しているところにはたくさんの若い人たちが住まいできる、そういう条件が広がっているということ、そういう実態を地域を見ても言えることだと思っております。さらなるそういう子育て推進のまちであるように努力をしていただきたいと思いますと思っておりますが、地域の経済ということで、厳しいということでありましたけれども、リアルな実態をつかむということと同時に、仕事をつくるということが大切だと思っております。町が4月から実施されました住宅改修への助成制度も一つのそういう施策であります。さらに仕事が行き渡るように契約とか工事の発注について、小規模化をするとか、分離をするとか、そういうことが考えられないか、また中小企業、商工業者を応援するために地域でお金の回る仕組みということが大切だということで、そういう住宅改修も実施をされたわけでありまして、さらに今言いましたような、分離、分割発注でありますとか、そういう地域経済を振興するための振興条例みたいなものをつくって、いろんな方々の意見を聞いて、そういうものをつくってはどうかというように思ったりするわけでありまして、町長のお考えをお聞きをしておきたいと思っております。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） ご提言、非常にありがたい面があるというふうに思います。そうしたことから、具体的に答弁できませんけれども、研究、検討していきたいというふうにお答えをしておきます。

○議長（西山和樹君） 東まさ子君。

○8番（東まさ子君） 次に、本町の地域経済の活性化に、地場産業であります農業の振興が不可欠でありますけれども、米価の低迷など意欲を持って農業に励めない状況も一方では進んでおります。しかし、安心安全な農産物を求める消費者の願いもあるのであります。竹野の地域でも町の補助金を活用して、有機の堆肥を入れて土づくりをしておられる農家も増えております。また、ストックヤードを活用して、家庭野菜、朝市への出荷、産直など、さまざまな取り組みが、それぞれのところで行われているのが、実態であります。

本町は府内で一番多くの酪農家がおられる地域であります。低農薬で化学肥料を減らし、有機農産物としての付加価値をつけて有機のまちとして、町をアピールすることについては、どうでしょうか。個々の頑張りと同時に町全体で振興を図るべきではないかと思っております。良質な堆肥を毎年投入できる条件として、補助金制度がありますけれども、さらに農家、

酪農家を励まし、消費者が注目する有機のまちづくりを進めるために、いろんな思い、意見を言い合う協議する場が必要ではないかと思っております。それと同時に今現在、堆肥の生産、そしてその活用状況について、どうなっているのかお尋ねをいたします。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 本町では、畜産農家から供給された堆肥を圃場に投入しまして、耕種農家が飼料となる稲や米を生産、その飼料については、堆肥を供給した畜産農家に提供するといった、循環型農業を推進いたしております。このような飼料用米、飼料用稲、飼料用稲わら収集など、耕蓄連携の取り組みにおいては、戸別所得補償制度による交付金もあります。作付面積は年々増加の傾向がございます。また、これら以外にも水稻はもちろんですが、黒大豆、小豆、水菜、ホウレンソウなど、本町の主要産品の圃場へも堆肥散布がされており、堆肥料農家数も年々増加傾向にあります。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 東まさ子君。

○8番（東まさ子君） 今、いろいろと堆肥の活用のいろんなものをお聞きをいたしました。ストックヤードや飼料用稲、わら、米など、また良質堆肥のための田んぼへの投入、あるいは酪農家の皆さんも自分の所有地に還元をされているという状況もみられているわけでありましてけれども、ストックヤードもなかなか堆肥が入っていないと、お聞きしたわけでありましてけれども、さらにそういう良質の堆肥をつくるために、自家用農地に酪農家の皆さんが、投入をされている、そうしたものも含めて、良質の堆肥にするために、町としても、さらなる投入をされている分のそういう施設を整備をして、もっと活用の量というか、今だったら、足りないということにもなっているのではないかなという製品が、思ったりするんですけれども、もっとそういう完全に堆肥ができるようにしていくべきではないかというふうに思いますがいかがでしょうか。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 担当者から答弁をさせます。

○議長（西山和樹君） 久木産業振興課長。

○産業振興課長（久木寿一君） 良質の堆肥をつくるために、町が施設の整備を行ってはどうかということですが、現状それぞれ、個人の畜産農家ですとか、農事組合法人ですとか、で、畜産をされております。

それぞれのところにおきまして、現状の施設でそれを充実活用していただくことで、今後、堆肥の生産を行っていただきたいというふうに思っております。

○議長（西山和樹君） 東まさ子君。

○8番（東まさ子君） なかなか現状では、すべての牛ふんの処理というのはでききれていないのではないかとこのように思っておりますので、やはり、農家、酪農家、行政も含めまして、1回そういう協議をして、有機のまちづくりを進めるためにも、何が必要なのかということを実際に一回相談、協議してはどうかというふうに思っておりますが、そのことについて、お聞きをします。

○議長（西山和樹君） 久木産業振興課長。

○産業振興課長（久木寿一君） 現在、町におきましても、堆肥による土づくり推進事業といったしまして、堆肥の活用に対して補助金を交付する事業を取り組んでおります。またそれ以外にも、先ほどもご質問の中にもありましたように、ストックヤードを設けて、安価で農家の方が利用できる仕組みもつくっております。また、さらに堆肥の有効利用によります循環型農業の推進につきましては、本日、これまで担い手協議会ですとか、地域水田農業推進協議会ですとか、個々の協議会があったわけですけれども、本日、それを一本化しまして、京丹波町水田農業再生協議会というのが再生されようとしております。そういった各種団体、そして農家の方が構成員としてお世話になっておりますので、そういった中で、さらなる循環型農業の推進に向けて、協議を深めていっていただきたいというふうに思っております。

○議長（西山和樹君） 東まさ子君。

○8番（東まさ子君） それでは、続きまして、道路問題について、伺います。

まず、府道篠山京丹波線の竹野小学校付近の早期改修について、お尋ねをいたします。

この路線につきましては、促進期成同盟会による未改修部分の早期完成に対する要望活動も行われました。今回言っております竹野小学校付近の部分は、改良済みになっておりますけれども、カーブで見通しも悪く、ガードレールへの接触や車どうしの接触事故もあるなど、危険なところでもあります。児童の通学路でもありますし、区民も出入りをするところでもあります。旧JA竹野支所につきましては、改良目的で既に用地取得もできております。町民の安全確保のために、また町有地の整理、財政負担軽減のためにも、強く早期の改修を求めべきと考えます。また、JAの倉庫部分は特に雑草が生い茂る状況が毎年続いております。町の施設でもあり環境の面からも雑草の管理が求められます。そのことについて、お聞きをしておきたいと思います。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） いわゆる府道篠山京丹波線における竹野小学校付近のカーブ区間の解消につきましては、2車線及び歩道の改良済み区間となっていることから、現時点において

は、改修計画がないと聞いております。また、昨年度の府・県道篠山京丹波線道路整備促進期成同盟会の幹事会においても、議題として意見をいただきましたが、京都府側の改良率が低いためにまず全線2車線の拡幅改良を早期着手に絞り、京都府に要望を行ったところでございます。

今後におきましても、期成同盟会と十分な意見調整を行いまして、まずは未改修区間について、重点的に要望活動を行ってまいりたいと考えております。また、旧JA竹野支所の倉庫付近の雑草処理につきましては、今後も町有地として、適切に管理していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 東まさ子君。

○8番（東まさ子君） JA倉庫近くの雑草については、本当にボランティアの方も年1回手入れをされている状況でございますので、適切な管理をお願いしておきたいと思っております。

続きまして、未舗装の町道について伺います。未舗装の町道はどれだけあるのでしょうか。また、23年度の対応状況として、地元からの要望舗装については、どう答えているのでしょうか。中でも町道豊田水落高屋川線の要望が出されていると思っておりますけれども、どう対応されるのか、必要性がないと考えておられるのか、お尋ねをいたします。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 未舗装路線につきましては、平成22年度末現在、京丹波町の町道延長38万4,024.2メートル、舗装済み延長は30万885メートルで、舗装率にしますと78.35%となっております。平成23年度におきましても、拡幅改良を主として総合計画や、過疎計画に基づきまして、財政状況を考慮しつつ、また地域の要望や利用状況を考慮しながら計画的な整備を進めているところでございます。今ご指摘の町道豊田水落高屋川線の未舗装町道につきましては、民家もございませんし、優先的に舗装を行う必要がないと認識しているところでございます。

以上です。

○議長（西山和樹君） 東まさ子君。

○8番（東まさ子君） 今、緊急的というか、必要性がないということでありましたけれども、今、区民の方が、維持、修繕をされているわけでありましてけれども、高齢化で人手不足はないという状況にもなっているのであります。放置をそのまましておくのか、おこうとされているのか、そのことについて、何らかの手だてを打つことがされようとするのか、お聞きをしておきたいと思っております。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） きノウ、実を言うと、ちょっと様子を見ておいたんですけども、雨が降った後の割には、わだちも余りできていないなあというまず認識であります。しかし、放置するというような気持ちもございません。余り舗装をして極端に曲がるとかえって危ないのではないかなと思ったり、現状を見ているわけです。適宜忘れないようにまた区長さんから要望を出してもらおう中で、できるだけ舗装できる場面が出てきたら、したらよいなという思いです。私も道づくり出るんですけど、春のほうがよく掘れているのかな、そのときに碎石を町から入れてもらってのぼしたりするわけですけど、私が道づくりに出ている道よりは非常に、もちろん農業に活用しておられるので、整備ができていますのだと思いますので、感謝しないといけないんですけど、今東議員が言われたとおり、高齢化が進んでいるということなので、注視していきたいとそんな思いであります。

○議長（西山和樹君） 東まさ子君。

○8番（東まさ子君） 続きまして、京都縦貫道丹波インターチェンジ付近沿道の草刈りについてお聞きをします。

町長と語る集いで要望として出されておりました。前回要望したけれども、町は伝えてくれたけれども、実体は何も管理がされなかったということでもありますけれども、やはり私たちがそういうふうに放置をしておく地域からは受け入れられないというそういう状況にもなりますが、今回町のほうから言われて、道路管理者の状況はどういうことでありましたでしょうか。お聞きします。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） ご存知だと思いますが、道路管理を行っているのは、ネクスコ西日本ということになります。それで確認しましたところ、除草剤の散布や夏ごろの草刈りにより、環境整備を行う計画とまず聞きました。また市森区より要望のありました将来の4車線化に向けての未施工部分につきましては、今年夏ごろ除草を行うというふうに確認をしたところでございます。

○議長（西山和樹君） 東まさ子君。

○8番（東まさ子君） 続きまして、国保問題について、お聞きをいたします。

毎回、質問いたしておりますけれども、すべての町民が安心して医療を受けるためには、国保証というのが本当に必要であります。しかしながら、本町では609世帯が滞納をされておりますし、43世帯で資格証明書が発行されているという状況であります。こういうことでは社会保障としての役割を果たせていないということでもあります。23年度保険税額の

通知をされる時期がきておりますけれども、国保世帯の所得状況、あるいは収納率、それから資格証明書の発行世帯の直近の状況はどうかお聞きをしておきたいと思います。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 国保税の確定につきましては、5月に固定資産税額が確定しまして、6月に住民税額が確定したのちの7月に国民健康保険の税額を確定することになりますので、現在のところ、昨年度の国保世帯の所得状況につきましては、把握できておりません。なお一昨年度の所得状況につきましては、昨年11月に資料提供させていただいているとおりでございます。本算定時における総所得金額が200万円以下の世帯が全体に占める割合は83.8%でございました。

以上です。

○議長（西山和樹君） 東まさ子君。

○8番（東まさ子君） 府内では26の自治体がありますけれども、16の自治体で資格書を発行していないというふうに受けとめております。このように資格書を発行しない立場で対処している自治体もありますが、こういう自治体について、町長はどのように思っておられるのか、どういうふうに受けとめておられるのか、お聞きをしておきたいと思います。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） その町の方針なのだと理解しております。

○議長（西山和樹君） 東まさ子君。

○8番（東まさ子君） 町は、住民の暮らしと福祉、健康を守ることですので、健康と暮らしを守る上では、やはり発行しないというふうにして安心して医療を受けられることを保証するという立場のほうがいいのではないかと、私は思っておりますが、また今後そういう立場でぜひとも考えていただきたいというふうに思っております。

そして、資格証明書でありますけれども、そういう立場からも国のほうも悪質だということがはっきりしない限り、発行をしないということになっておりますので、そういう立場が確認できない以上、資格書を発行しないというふうに、そういう立場はどうでしょうか。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 東議員がどのように理解していただいているかはわかりませんが、非常に丁寧に発行しがたいという言葉を使っているんですが、発行できてない人にはいろんな通知を送って、訪問もしておりますので、それなりに住民として親切に対応できているという確信でおります。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 東まさ子君。

○8番（東まさ子君） 一つだけお聞きしておきたいんですが、今発行されているそういう世帯については、どういう状況のところ発行をされているのか、お聞きをしておきたいと思
います。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 担当から答弁させます。

○議長（西山和樹君） 下伊豆住民課長。

○住民課長（下伊豆かおり君） 今年の4月は国民健康保険の被保険者証の一斉更新でござい
ましたので、昨年度までと言いますか、3月末までの資格書につきましても、一応有効期限
が切れております。ことし現在、訪問をさせていただきまして、調査もさせていただいてお
りますけれども、現在のところ資格書というものの発行はございません。短期証の発行をし
ている世帯はございますけれども、連絡の取れない方、訪問をしても何の音さたもないとい
うか、ご不在であったり、不在通知に対してなんのご連絡もいただいている方がまだ現在
ございまして、引き続き、訪問また電話連絡等を試みている状況でございます。現時点での
資格書の発行はございません。

○議長（西山和樹君） 東まさ子君。

○8番（東まさ子君） 無保険状態の方たちが被保険者がないように求めておきたいと思いま
す。ご努力いただきたいと思います。

次に、下水道事業について、伺います。蒲生野地域は合併処理浄化槽の設置区域になっ
ていると思うのでありますが、21年度の状況を見ますと、合併浄化槽の設置状況、水洗化普
及率は63.2%で、ほかのところと大きな格差があるわけでありまして、水洗化が
進んでいない状況をどのように思っておられるのか、何か原因があるのか、お聞きをしてお
きたいと思いますし、推進計画についてお聞きをしておきたいと思います。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 蒲生野地域におきましては、浄化槽設置者の申請に基づき補助金を交
付する、いわゆる浄化槽設置整備事業により、水洗化促進してまいりましたが、合併後にお
いては、町が事業主体となる浄化槽市町村整備推進事業を導入しまして、さらなる水洗化の
促進を図ってまいりました。町からは、地元へ啓発する中で、浄化槽希望年度を調査表に記
入してもらいましたが、必ずしも予定どおりとなっている状況ではありません。理由は、さ
まざまでございますが、経済的理由をおっしゃる方が多いように伺っております。今後この
役員様とも相談をしまして、積極的に啓発や事業推進を行ってまいり所存でございます。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 東まさ子君。

○8番（東まさ子君） 蒲生野地域につきましては、家も密集しているところも一部ありますし、その合併浄化槽の槽を埋め込むところがないというようなそういうこともお聞きをしたこともあったわけではありますが、そういうことの原因でおくれているということはないのでしょうか。お聞きをしておきたいと思います。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 担当から答弁させます。

○議長（西山和樹君） 木南水道課長。

○水道課長（木南哲也君） そういうことではございません。あくまでも個人さんとの対応ということで、浄化槽設置整備事業なり、浄化槽市町村整備推進事業、町が事業主体となって、積極的に進めておりますが、今後、町長も申し上げましたとおり、役員様とも相談して、さらなる積極的な啓発や事業推進を行ってまいります所存でございます。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 東まさ子君。

○8番（東まさ子君） 以上で終わります。

○議長（西山和樹君） これで東まさ子君の一般質問を終わります。

ただいまより、暫時休憩をいたします。

11時10分から、再開いたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

○議長（西山和樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、山田 均君の発言を許可します。

15番、山田 均君。

○15番（山田 均君） それでは、ただいまから、平成23年第2回京丹波町定例会における私の一般質問を行います。

国民は、政治を変えたい、こういう強い思いで自公政権を退場に追い込み、民主党政権を誕生させましたが、結局はアメリカ追随、財界べったりの政治で行き詰まってしまいました。東日本大震災を理由に大連立で歴代の懸案である消費税の引き上げや、TPP参加、福祉の一層の切り捨てなど、国民の期待を大きく裏切る道に進もうとしております。今、必要なのは、被災者の生活基盤の回復を第一に国の責任で進めることです。そして、国民の立場でア

アメリカにも財界にもはっきり物を言う、これが必要と考えます。震災復興を理由に消費税の増税などは、絶対にすべきではありません。国民の暮らしに直撃し、景気が一層冷え込み、格差が一層広がることは明らかです。住民の一番身近な京丹波町では、医療福祉を大事に安心して毎日が暮らせるようにしてほしい、これが町民の願いです。この願いに応えるためにも消費税増税にきっぱり反対の態度をとるべきであります。

こうした立場から次の3点について、町長に施政の方針について質問をいたします。

第1点目は、原発災害について、お尋ねをいたします。3月11日に起こった東日本大震災は、地震と津波、それに原発事故が重なり、大きな被害をもたらしました。報道をされております6月8日時点で、今なお、行方不明者は8,171人、避難を余儀なくされている方は、9万3,379人で、10万人を超えております。被災地の1日も早い復興と被災された方への心からのお見舞いを申し上げます。特に、原発事故は、土壌汚染はもちろん、目に見えない危険もあり、いつ自宅へ帰るのか、めどが全く立たない状況にあります。

特に半径20キロから30キロ圏内の緊急時避難準備区域、30キロ圏外でも1年以内に積算放射線量が20ミリシーベルトを超える可能性があるとして判断された地域では、計画的避難区域に指定をされ、村ごと避難をするなど生活基盤を根底から崩され、生活不安を増大させています。今回の原発事故で一番明らかになったのは、原発は安全という神話に麻痺をさせられてきたということでもあります。

もう一つは、日本には原発を推進する機関があっても、事故が起こった場合に、責任を持って対応をする機関がないということです。ですから、住民も参加をしての避難訓練はされていませんでした。今回の原発事故で避難するとき住民は何も持たずに避難したこと、役場の公印も持ちださなかったと言われております。こうした状況を知るにつけ、住民の一番身近な地方自治体の役割、責任が非常に重要であると考えます。今回の震災に対して、町長はどのように受けとめられ、どのようにまちづくりを進めようとするのか、所見を伺っておきたいと思っております。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） お答えしていきます。まずは、今般の東日本大震災は、まさに未曾有の大地震と津波そして原発事故、さらには風評被害の四つが重なった複合災害だと認識いたしております。

ご質問の原発事故につきましては、ご指摘のとおり、大変憂慮すべき事態であり、一日も早い収束と安全の確保を願っております。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 山田 均君。

○15番（山田 均君） 京都府に隣接する福井県の若狭沿岸には14基の原発があります。現在、日本には54基の原発があり、そのうち26%に当たる14基、福井県若狭沿岸に集中しております。しかも営業運転をしてから40年を超えるものが2基、30年を超えるものが6基と老朽化も進んでおります。また、活断層も明らかになっています。さらに新聞報道もされているように400年前に天正大震災があり、大きな被害があったこと、津波の記述もされていることが明らかになりました。記載されている兼見卿記は東京大学史料に収録されている重要な歴史資料であります。関西電力はこうした記述があることを知りながら、被害を記述する文献はないと報告をしておりました。こうしたことから若狭沿岸にある14基の原発の総点検、徹底調査を求めるべきと考えますが、見解を伺っておきたいと思っております。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 今回の事故を受けまして、関西広域連合では、平成23年4月8日、関西電力株式会社に対しまして、原子力発電等に関する緊急申し入れとして、住民が信頼できる原子力災害対策を初め、中長期的な自然エネルギーの対応について、積極果敢な取り組みの推進について、申し入れがなされたところであります。

また、5月25日には、京都府南丹広域振興局の主催によりまして、原子力防災対策に係る意見交換会が開催され、関西電力株式会社から引き続き安全・安定運転並びに設備の安全確保に万全を期すとともに実施可能な対応を速やかに行うなど、全社を挙げて、最大限の努力を続けていきたいとの旨の報告を受けております。

町といたしましては、引き続き京都府を初め、関係市町などと連携、協力を図りながら、国及び事業者に対しまして、町民が安心して暮らすことができるよう、原子力安全対策の推進について、要望をしていきたいと考えているところでございます。

○議長（西山和樹君） 山田 均君。

○15番（山田 均君） 合わせてお尋ねしておきたいのは、関西電力は若狭沿岸には津波は来ないと直下型地震も考えられないというふうに説明をしたというように聞きますが、そういう事実があるのか、また町長はそうした事実があったとすれば、どういう見解を持っておられるのか、伺っておきたいと思っております。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 関西電力はそういう見解を示していたということは、私は今まで知らなかったんですが、仮にしていたとしたら、事業者として、不適格だなという思いであります。

○議長（西山和樹君） 山田 均君。

○15番（山田 均君） 原発は、クリーンエネルギーとして、そして何よりも安全というこ
ういう立場で自民党、公明党政権でも、また民主党政権でも国の重要なエネルギー政策の柱
と位置づけられて推進をされてきました。今回の事故で明らかになったのは、何よりも安全
で安いエネルギーから一番危険で、一たん事故を起こすと莫大な補償と災害の処理費用に加
え、多くの国民の命を危険にさらし、何十年も何万年とその危険を引き継がなければなら
ないリスクの一番高くつく施設であることであります。それは、テレビで映し出される福島第
一原子力発電所の状況、テレビなどから報道される水素爆発による建屋の状況、原発事故か
ら3カ月近くたってから炉心溶解の発表など、専門家である日本原子力技術協会最高顧問の
石川氏は政府の認識の遅さ、甘さに重大な危機感を覚える、今最も重要なことはメルトダウ
ンを起こし、今も高温状態にある炉心と注入された海水の塩分が、炉心炉内でどうい
う状況にあるのか、これを把握すること、そして炉心の冷却固化が最も緊急の課題で、水
の循環システムをつくる必要があること、破損した3基の原子炉が持つ放射能総量のわず
か1%が混入した冷却水が持つ放射エネルギーは37強ベクレルという、とてつもない恐
ろしい量と指摘をされております。仮に東京電力が発表している工程表どおり、作業が
進んだとしても放射能汚染されて、土壌や汚染水の処理の問題、さらには莫大な費用と
長い期間を要する原子炉の廃炉の問題など、後々まで残ることになります。原発は何
よりも安全という安全神話と電源立地による交付金で同じところに次々と建設する
方法で推進をされてきました。今回の事故で明らかになったように原発を運転して、
使用した核燃料棒の中に大量の放射性物質、いわゆる死の灰が残るのです。この有
害な放射線を出す物質は、人間にとっては毒物となります。この毒物、使用済み核
燃料は、原子力発電所を運転しておれば、毎日毎日発生をしているのであります。
しかもこの使用済み核燃料は、使用前よりもはるかに危険なものになっており、し
かも冷却し続けなければ、再び暴走し放射能を出し続けるのです。何万年も人間
界から隔離しておかなければならないと言われております。この使用済み核燃料は、
広島、長崎に落とされた原子爆弾の、死の灰と言われるものであります。使用済み
核燃料の最終処分の方法も確立していないので、テレビでも放映されているように、
原発の建屋内のプールにためておくしかないわけでありまして。そして水で冷却を
し続けなければならない使用済み核燃料は、たまる一方になっているわけでは
ありません。ですから、原発はトイレなきマンションと呼ばれているわけであり
ます。原発を最先端の技術と言いながら、使用済み核燃料の処分方法や災害時に原
子炉内の核燃料の制御などのコントロールができない、今の原子力発電所、世界
でも有数の地震国の日本では、原発をゼロにする期限を切ったプログラムを作成
して、自

然エネルギーへの政策転換が必要と考えますが、町長の見解、伺っておきたいと思います。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 原発をゼロにする政策転換についてでございますが、電力の需要と供給を考えたときに、我が国の現状においては、原子力発電に依存している割合が高いことは事実であります。このような中、先ほども申し上げましたとおり、国及び事業者に対しましては、町民が安心して暮らすことができる原子力安全対策の推進について、求めていくことと併せまして、中長期的な自然エネルギーへの対応につきましては、関係市町と連携を図りながら、国や京都府に求めていくことといたしております。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 山田 均君。

○15番（山田 均君） 町長は、原発のいわゆるゼロにしていくという方向については、そのとおりということではないようですが、一番言われるのは、原発をやめてそれで電力は大丈夫かということが言われるんですが、なにも今すぐやめろということではないわけで、例えば廃炉にしても20年間はあると管理をしないといけないということがあるわけですから、やはり長い期間をかけて減らしていくということだと思っておりますが、今ご承知のように国内に54基の原発があるわけですが、現在稼働しているのは、17基ということで、それでも今停電が起きていないわけでございますし、やはり節電だとか、原子力以外のそういう電力を使えば、十分今の状況でもいけるということも、専門家が指摘をしているわけございまして、そういう点を踏まえれば自然エネルギーに切りかえていくことをすれば、十分原発からの撤退はできるんだということも申し上げておきたいというように思います。

次に、京丹波町としての対策について、お尋ねしておきたいと思います。昨日の答弁でも福井県若狭沿岸にある高浜原発から20キロ圏内に仏主の地域が、30キロ圏内には和知の北部地域からJR和知駅付近まで3,000人が入るとの答弁がありました。対策については、町の地域防災計画の中へ、原子力防災計画編をもうけるとの答弁でありました。基本的な内容について、現時点ではどのように考えておられるのか、伺っておきたいというように思います。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） ご指摘の高浜原発から20キロ圏内の範囲であります。京都府の暫定計画におきましては、本町では和知地区の仏主区とされております。30キロ圏内の範囲につきましては、定められておりませんが、おおむねJR和知駅周辺まで入るものと考えております。なお、計画的避難区域につきましては、事故発生から1年の期間内に積算線量が

20ミリシーベルトに達する恐れのある区域となっておりますことから、町において特定することは困難と考えておりますが、今後の対策につきましては、篠塚議員にもお答えしたとおり、今年度中に防災対策を推進していくこととしております。この中で住民説明会の開催などにつきましても検討してまいるといふこととあります。昨日お答えしたとおり、まずは北部地域の人に避難をしてもらうということと、具体的にどこに避難してもらうとか、というようなことも盛り込んでいきたいということまではお答えしておきます。

○議長（西山和樹君） 山田 均君。

○15番（山田 均君） 町長もご承知のように今回の福島原発の事故を受けて、近隣の市町でも防災計画の見直しが言われております。南丹市は避難方法や避難者受け入れ、放射線などの測定器の配備、医療機関の体制づくりなどを検討課題に掲げて挙げておられます。亀岡市では放射線量を測定するモニタリングポストの設置を独自に検討すると、また福井県から直線で50キロに位置しておるといふことで、原発事故の影響が広範囲に及んでいることから、市独自の防災対策の検討、放射線量の独自の観測も必要というように表明をされております。こうした近隣市の状況からも、京丹波町として、住民の安心、安全を確保する上からも、町独自の放射線量測定するモニタリングポストの設置とか、ヨウ素剤の確保とか、そういうことをしっかりすべきだといふように思うんですが、町長の見解を伺っておきたいと思っております。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 昨日もちょっとお答えしましたけれども、モニタリングポストを設置してもらうということについては、亀岡市さんは単費という意味かどうかわかりませんが、自分とこ独自で言う表現になってはいますが、私はそういうことはきちっと京都府、あるいは国に対して、設置してくれということをお願いすべき立場だといふ認識でおります。もちろんそのことが叶わないときには、こういう災害が起きたことを教訓とするなら、そういうモニタリングポストも必要だといふふうにお答えしたいと思っております。

○議長（西山和樹君） 山田 均君。

○15番（山田 均君） 原子力発電所の一番大もとになっておりますアメリカが発表している原発事故時の対策予想図というのがあるんですが、それを見ますと事故時に原子炉から放射された放射能雲による全身被曝の危険の地域を20マイル、32キロとして防災計画の地帯としております。そこは人間が必ず退避できるような計画を持たないといけないと、そして、植物接種による体内被曝の危険地域というのを80キロ、第二の防災地帯、放射能雲が

直接人間の体に当たらないかもしれないが、水源地や食料を汚染することで口から放射能が体内に入ってくるという危険があると、水源と食料についての対策を立てないといけない地域としております。こうした例、先ほど申しました亀岡市の50キロというように防災計画の中に、町独自に30キロ、50キロ圏内も対象にして、防災対策を立てるべきと考えますが、町長の見解、伺っておきたいと思います。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 何度も申して恐縮です。30キロ、今回の災害を教訓とするなら当町の場合は、高浜原発を想定して、30キロぐらいは当然対策に盛り込むことになると考えております。

○議長（西山和樹君） 山田 均君。

○15番（山田 均君） もちろん30キロというのは当然だと思うんですが、私が申し上げたのは、50キロ範囲も含めた防災計画を立てて、いわゆる口から物を食べるわけですからそういう水源、食料対策をしっかりと立てるといっても合わせてやるべきだということに思っています。ご承知のように今回福島原発事故でも、飯舘村というのは、全町域と川俣町は一部ですが、30キロ圏外であっても、計画的避難区域に指定をされました。これは風向きというものもあるかと思いますが、避難が指示されて、京丹波町が福井県の若狭沿岸には14基、日本国内にある原発の26%、約3割が集中をしているわけですから、営業運転から40年を超えているもの、30年を超えているものを合わせますと、8基あるわけですから、こういう老朽化が進んでいることを踏まえ、防災計画を立てるといえることが必要と考えますが、改めて、もう一度町長の見解、伺ってみたいと思います。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 確かに政府の書いているような30キロ圏を想定もしていますし、それ以外の現状を教訓にするということは今、山田議員がおっしゃったように、飯舘村とか、あるいは川俣町の一部とかと言って、30キロを外れてもそういう対象になっていますので、そういうことを教訓として、京丹波町の原子力編の防災対策を今年度中に立てるといえるという意味でございます。

○議長（西山和樹君） 山田 均君。

○15番（山田 均君） 一定の認識もされてるといえるように思うんですけども、テレビなどの報道をよく見ておきますと、例えば、遠く離れた50キロ圏内でも水が集中しているところが非常に数値が高いとか、いろんなことが報道されるわけですし、また山があって、山に当たって、放射能が落ちてその地帯の放射線は、濃度が高いとそういういろんなことが起

こっておることも、今回明らかになったわけですが、要するに原子力発電所というのは、本
当に一たんそういう制御が効かなくなると、全く技術も今の状況の中ではないということが
一層明らかになったわけですから、そういう立場で原子力発電所に対する防災計画をしっか
り立てておくということが、万が一ということを、想定外とかそういうことを言わないで済
むように、京丹波町としてのしっかりとした計画を立てるということをすべきだという点を
もう一度改めて強く申し上げておきたいし、町長のそういう思いと決意をお尋ねしておき
たいと思います。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 今、るるご提言いただいている趣旨を十分生かした原子力発電所防災
計画編を策定するということであります。

○議長（西山和樹君） 山田 均君。

○15番（山田 均君） それでは、第2点目の獣害対策について、お尋ねをしておきたいと
思います。獣害対策については、対策の強化を求める質問がこれまでから多くの議員から取
り上げられてきました。対策として金網フェンスや電気さく、網、いろんな防御をしている
わけですが、被害が減らない状況はご承知のとおりであります。防御と合わせて、個体数を
へらすということが必要だということをこれまでから申し上げておるわけですが、檻
に加えて、今回ドロップネットによる捕獲も予定をされておるわけですが、捕獲体制の強化
と対策というのは、急務の課題であります。合わせて駆除をした獣害の有効活用に取り組む
べきというように考えるわけです。

一つは、シカ肉などを有効活用、取り組んでいる先進事例もあるわけですから、こういう
ものを参考にして、研究会の設置とか、情報の収集だとか、また料理教室の開催など、そう
いう取り組みを積極的に取り組んで、本町でも、また近隣町にも呼びかけて、取り組むべき
というように考えるわけですが、町長の見解を伺っておきたいと思います。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） まず、研究会とか、料理教室とか、非常に結構だと思えます。私はシ
カ肉の有効活用に関する研究会の設立、料理教室など、開催につきましては、現在考えてお
りません。そうだけでも、やられることは結構だなど、私が考えているのは、この地域でシ
カ肉を食べる文化がないんです。これをシカが増えてきたからと言って、その文化にするの
は大変なことだという認識しております。私は。そうだから、美山とか丹後でもやってるけれ
ど、私から言えば、失敗していると思っています。できたらやりたくないなという思いであ
ることを申し上げておきます。

○議長（西山和樹君） 山田 均君。

○15番（山田 均君） シカ肉の加工について、町長のそういう見解があるんですが、以前の篠塚議員の質問に対して、シカ肉加工施設を縦貫道が開通するまでに設置をしたらどうかということで、提案の施設整備とシカ肉加工品やシカ料理の開発など総合的に検討したいと、こういう答弁をされているんですけども、今の答弁と食い違いがあるんですが、捕獲をして年間何百頭、何千頭という頭数に近づいておるわけですけど、そういうものをただ埋設するというだけではなしに、活用していくということも、本来獣害として、家畜と言いますか、獣害のシカに対しても、そういうふうに生かしていくというのも一つの考え方だと思うんですけども、確かに言われるように全国でいろんな取り組みをされておりますが、爆発的にそれが広がっておるということにはなっておりませんが、しかしそれなりに除々ではあります、広がってきておるし、販路も広がっておるというのもあるわけでございますので、すべてそこに処理できるということにはなりませんけれども、一つの方法として、そういうものも考えていくというのは、当然必要だと思うので、もう一度伺っておきたいと思えます。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 先にお答えしておきます。町では、埋設に適当な一定規模の場所を確保することが非常に困難な状況であります。埋設場所の確保はそういうことで考えておりません。これまでどおり、捕獲された方で処理をお願いしたいと思っております。今山田議員がおっしゃったように消費が多少増えているかもわかりません。私が思うのにそうして捕獲された方が自分の独自のルートで、一部でも販売していただくということが大事だと思います。今まで食べさせてもらって、これは売れるなと思ったのは、シカ肉の赤い余りおいしくない肉に、豚肉をうまくまぜてソーセージとか、加工品にされていたものを試食しました。これならいけるなというふうに考えております。ということは、一部ですけども名前を出しませんが、「そこへ供給している。」と、「こういうところですか。」と聞いたら、「そうです。買ってもらっているんやわ。」と言われたもので、「こういう業者さんですか。」といたら、「そうです。」と言われたんですね。そういう方法が一番よいのではないか、いわゆる加工業者に原材料として少しでも買ってもらうということをお勧めしたいと思えます。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 山田 均君。

○15番（山田 均君） 町長の今加工業者にあっせんという話もあったわけですが、そうい

う形も一つの方法かと思いますので、そういう形も取り組んでいくということと同時に、埋設の場所の問題については、町長からそういう意思がないということだったんですが、実際私どもも山へ入ることもあるわけでございますけれども、時折ですが、その死体を直面することも当然あるわけなんです、ご承知のように山で捕獲をして、そこで殺傷をしますと、そこで埋めるということを山の中ですので、非常に困難なこともあるわけですし、現在、町の場合には、例えばシカであれば、報奨金として一頭2万円出しているわけでございますけれども、当然それには歯を抜いたり、写真を撮ったりするわけでございますけれども、一つの埋設場所をつくって、そこでチェックをすれば、簡単にはっきり確認もできるわけですから、そういう方法にもつながるわけだと思えます。だから、そういう大きなお金がいつおるわけでございますが、いつまで続くんだということもあるわけでございますけれども、個体数を減らすためにはそういう駆除をするということが、当然必要だと思えますが、そういう点から言うと、猟友会の方もどんどん高齢化されておるわけでございますから、やはりしっかりそういう場所を確保して、埋葬していくと、実際火葬場といいますか、家畜の処理場へ持っていきますと3万円からの処分費が要るわけですので、当然山に埋めるということになりますし、なかなか深く埋められないので、すぐ掘り出されて、外に出てしまうということも、実際聞いておりますし、目にもするわけでありましてけれども、今現時点ではそういう問題が余り起こっていないわけでございますけれども、そういうことを考えますと、町が委託をしてやっておるわけですから、町の責任も問われてくる問題もあるかと思いますので、やはりそういう点では町の責任をしっかりと持つ意味でも、この埋設場所の確保というのは必要かと思えますが、もう一度改めて伺っておきます。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 現時点では、埋設場所を確保するという事は困難だというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（西山和樹君） 山田 均君。

○15番（山田 均君） 現在の有害駆除の方法というのは、猟友会に委託をして、捕獲をした場合の報奨金として、猟友会に支払うという方法を取っておるわけですが、猟友会に全面委託の状況、猟友会はもともと狩猟を業としたり、趣味で行うという方々の組織で、獣害の被害対策のために組織をされたものではありません。猟友会とは別に駆除班というのを組織して登録していただいて、町が指導的に有害鳥獣対策に取り組むということが、私は基本だと思えますが、この点についても改めて伺っておきたいと思えます。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） この件につきましては、何度もご質問いただいているんですが、その都度お答えしているとおりで、また恐縮です。現状は有害鳥獣による被害が後を絶たない状況であります。捕獲隊の確保と捕獲体制の充実が課題であることは十分認識いたしております。その上で、現時点では町全域を対象とした組織的な捕獲対策として、京丹波町猟友会の捕獲隊による現行の体制のもとで、捕獲事業を実施していきたいと考えております。山田議員さんにちょっとお答えしておきますと、全く考えていないということではなしに、いろんなケースを考えてしているんですが、現状では、今お答えしたとおりでございます。

○議長（西山和樹君） 山田 均君。

○15番（山田 均君） これまでの答弁と変わらないわけでございますけれども、ご承知かと思えますけれども、狩猟の免許を取って、3年の経験を積まなければ、駆除員になれないと、もちろん狩猟ですので、鉄砲とかそういう場合なら一定の経験が必要だと思うんですが、わなとかおとりとかいうものであれば、例えば1年たてば駆除員に任命すると、できるというような改善策も、片方では取らなければ、組織は猟友会に任せるんだと、そして駆除員になろうとすれば3年必要だと、間に合わないわけですよ。どんどん頭数も増えて、どんどん自分の近くまで来ておると、圃場もやられると、そういう中で狩猟の免許を取るということも多いわけでございますけれども、だから、今狩猟免許を取られるのは、狩猟を業としたり趣味で取るというよりも、獣害の駆除をしたいということで免許を取られるわけですから、その趣旨が生かされるように、そういう改善を私はすべきだと、これは猟友会、京都府の関係もあろうかと思えますけれども、わなとか檻であれば、十分可能ではないかと、わなはそういう危険があるというなら、檻は認めようとか、そういう改善策を進めていかなければ、狩猟免許を持った人も、そして駆除しようという思いも生かされないと思うんですが、その点について、町長の見解、また改善の考えはあるのかどうか、伺っておきたい思います。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 私が山田議員がいろいろ質問をしていただいたことを常々このことばっかり考えていないんですけど、本当に真剣に担当課は検討をしています。そして今回も答弁がちょっと違う答弁を一たん示していたんですけども、急いで2、3日前に来て、やっぱりこういうことがあってぐあい悪いですとか言っているのが現状だということまで一応答弁しておきます。一生懸命考えておりますので、よろしくご指導いただいたらうれしく思います。

○議長（西山和樹君） 山田 均君。

○15番（山田 均君） 次に、平和の取り組みについて伺ってきたいと思います。

今年も、8月の終戦記念日がもうすぐ来るわけでございますけれども、京丹波町は平成19年3月議会で非核平和自治体宣言を全会一致で議決をいたしました。宣言では、かけがえない豊かな自然を平和で美しいまま後世に引き継ぐことを私たちに課された大切な責務です。平和を願うすべての人々と相対されて、行動をすることを決意し、ここに宣言します。と、非核平和宣言自治体宣言を決議をしたわけでございます。町としてもできることから取り組みたいとこういうことから懸垂幕の作成とか、そういう取り組みをしてきておるわけでございますが、なかなかそれ以外の取り組みというのが目に見えないわけでございますけれども、本年は原子力発電所事故、ああいうこともありました。広島、長崎を繰り返すなど、そんな非常に重みがあるわけでございます。先進事例なども参考にして、毎年一つずつでも取り組んでいくべきと考えますが、町長の見解、伺っておきたいと思っております。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 我が国は、唯一の被爆国であることから、核のない真の恒久平和の実現を強く訴える責務があると認識しております。実現を強く訴える権利も有していると私は考えております。

町といたしましても、毎年8月に役場本庁と支所に懸垂幕を掲げるなど、その取り組みの一環を進めているところであります。さらに住民の方々に非核・平和を広く啓発できるものとしてケーブルテレビ、あるいは広報紙を活用した取り組み等について、検討をしてみたいと考えております。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 山田 均君。

○15番（山田 均君） 一定、そういう取り組む方向も示していただいているんですが、例えば原発展と言いますか、パネルの展示とか、また平和の集いとか、戦争体験の方の声を広報紙に掲載するとか、モニュメントを設置するとか、いろんなほかの市町村でも取り組みがされておりますし、全国でもいろんな事例がたくさんあります。ぜひそういうものを、参考にして、京丹波町としてできるものから平和というものは一番基本だと思うんです。町長が掲げております安心して暮らせるまちづくり、また、福祉や医療という面も高齢者が増えていく中で、本当に一番中心ですけれどもその大前提は平和でなければならないわけでございますので、そういう立場を町がしっかりと姿勢として示していくという面からも、そういう取り組みを私は進めていくべきだし、ぜひそういう決意をしていただきたいと思いますので、もう一度改めて、そういう答弁もありましたけれども、具体的な取り組みを進めていくという決意と意思をもう一度伺っておきたいと思っております。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） いろんな核のないとかいうこと、決意してもらっているわけですが、非核平和を広く啓発できるものとして、今ケーブルテレビと言っていましたけれども、こういう独自の番組編成をするよりも、そういうことができるのかどうか私わからないんですけども、最近ですとNHKなんか、真剣そういう放送していますので、ああいうものを参考にして、もしそれがもう一回流せるものなら、流すほうが中途半端に町の予算で小じんまりしてやるよりも、非常に感銘を受けるのではないかというか、よく理念が周知できるのではないかというような思いであります。先般も非核対策についての説明会というのも提案いただいてしていこうとは思っていますけれど、一にせっきゃCATV全町利用できるようになったので、主にそういうことでしていったほうがよいなあと頭の中では考えていたところなんです。

○議長（西山和樹君） 山田 均君。

○15番（山田 均君） ぜひそういう一つの取り組みとして考えていただきたいというのと、今、ケーブルテレビで京丹波の出身の方を紹介をしたりしているわけですが、ああいう形で、例えば戦争体験を語ってもらうとか、そういう方がどんどん減っているわけですから、そういうような戦時中の思いを語って、戦争は二度とやるべきでないという立場で、しゃべっていただいたり、紹介したり、そういうことも一つの平和の取り組みの大事な位置づけだと思うので、それはやはり8月の終戦記念日を前後してやるということも非常に大事だと、そういう時期が一番適していると思うんですけどもお、そういうようなのも一つの考え方で、ぜひ取り組んでいただきたいし、取り組んでいくべきではないかと思っておりますので、町長の見解、伺っていきたく思います。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 私も、17年2月ですから、戦後の食糧難というものを体験している一人の人間なので、今提言いただいているようなことを参考に確かに近所のおばあちゃんとかおじいちゃんが戦争のことについて語ると、ひょっとしたら、子ども、孫が見てくれる可能性が出てくるなというような思いにもなりました。ぜひ、いろんなご提言を参考にして、平和の尊さというものを町民の皆さんに、今一度認識してもらうように、災害にあって初めて普通の暮らしが本当に大事だったんだということをみんな口々におっしゃっているわけで、そういうあたりを取り込んで、8月の終戦記念日を中心にそうした放送ができればよいなという思いであります。

以上です。

○議長（西山和樹君） 山田 均君。

○15番（山田 均君） これで、私の一般質問終わります。

○議長（西山和樹君） これをもって、山田 均君の一般質問を終了いたします。

以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

よって、本日は、これをもって散会します。

次の本会議は、17日に再開いたしますので、定刻までにご参集ください。

ご苦労さまでした。

散会 午前11時53分

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

京丹波町議会 議長 西山和樹

〃 署名議員 小田耕治

〃 署名議員 山田均